

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

■概要

- ・国の要綱の改正に伴い、コンクリートブロック塀耐震対策事業の補助要件及び補助率、並びにがけ地近接等危険住宅移転事業の補助対象経費の一部を改める。(①②)
- ・社総金(防災・安全)の第二期計画への完全移行に伴い、木造住宅耐震化総合支援事業、非木造住宅耐震化総合支援事業を削除し、木造住宅耐震改修設計費補助事業、木造住宅耐震改修費補助事業、非木造住宅耐震改修設計費補助事業、非木造住宅耐震改修費補助事業に統合する。(③④⑤)
- ・コンクリートブロック塀耐震対策事業で補助対象経費を改める。(①)
- ・木造住宅耐震化促進事業で補助対象経費等を改める。(④)
- ・非木造住宅耐震化促進事業で補助対象経費等を改める。(⑤)
- ・住宅段階的耐震改修支援事業で補助対象経費を改める。(⑥)
- ・住宅耐震対策市町村緊急支援事業で、耐震診断に係る所有者負担の無料化、耐震設計、耐震改修工事、コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に関する項目を削除し、各事業の補助対象経費を改める。(①④⑤⑥⑦)

■改正内容

- ①コンクリートブロック塀耐震対策事業で、補助対象経費、補助要件、補助率及び点検表を改める。(別表第5、点検表1、点検表2)
- ②がけ地近接等危険住宅移転事業で、危険住宅の除却に要する費用を改める。
(別表第11)
- ③木造住宅耐震化総合支援事業、非木造住宅耐震化総合支援事業を削除し、木造住宅耐震改修設計費補助事業、木造住宅耐震改修費補助事業、非木造住宅耐震改修設計費補助事業、非木造住宅耐震改修費補助事業に集約し、併せて用語の整理を行う。
(第2条1号、2号、3号、14号、15号、17号、18号、33号、34号、第3条、別表第1、別表第2、別表第13、別表第14)
- ④木造住宅耐震化促進事業で、補助対象経費、補助要件及び補助率を改める。
(別表第1)
- ⑤非木造住宅耐震化促進事業で、補助対象経費、補助要件及び補助率を改める。
(別表第2)
- ⑥住宅段階的耐震改修支援事業で、補助対象経費を改める。(別表第3)
- ⑦住宅耐震対策市町村緊急支援事業で、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化、耐震改修設計、耐震改修工事、コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に関する項目を削除する。(別表第8)

■改正箇所

第2条1号、2号、3号、14号、15号、17号、18号、33号、34号
第3条
別表第1、第2、第3、第5、第8、第11、第13、第14
点検表1、点検表2